

別表第 2（第 20 条—第 22 条関係）

	種 目	対 象 者	性 能 等	上 限 基 準 額	耐 用 年 数
介護・訓練支援用具	浴 槽（湯沸器を含む。）	学齢以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。以下同じ。）の障害の程度が 1 級又は 2 級であるもの	実 用 水 量 150 リットル以上のもの	1 浴槽のみ の場合は、 58,300円 2 浴槽及び湯沸器の場合は、 141,200円	8 年
	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 1 学齢以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が 1 級又は 2 級であるもの 2 学齢以上の難病患者のうち、寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	200,000円	8 年
	特殊マット 1	次のいずれかに該当する者 1 原則として 3 歳以上の知的障害者のうち、知的障害の程度が 1 度又は 2 度であり、自ら排便の処理をすることが困難な者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 2 原則として 3 歳以上 18 歳未満の身体障害者のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	失禁による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	19,600円	5 年

	の障害の程度が1級又は2級である者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 3 18歳以上の身体障害者のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級である者（常時介護を要する者に限る。）であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 4 18歳以上の精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級（以下「精神障害の程度」という。）が1級の者であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 5 3歳以上の難病患者のうち、寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの			
特殊マット2	次のいずれかに該当する者 1 3歳以上の身体障害者のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	褥瘡防止を目的としたマット（寝具）のもの	1 褥瘡がある者又は褥瘡を繰り返す者について は 、	—

	障害の障害の程度が１級又は２級である者であつて、褥瘡^{じよくそう}があるもの若しくは褥瘡を繰り返すもの又は１日の大半が寝たきりの状態であるもの ２ ３歳以上の難病患者のうち、寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの		70,000円 ２ １日の大半が寝たきりの状態である者については、140,000円	
特殊尿器	次のいずれかに該当する者 １ 学齢以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が１級であるもの（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にあり、起き上がること若しくは座位を保つことができないもの ２ 学齢以上の難病患者のうち、自力で排尿できない者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者若しくは障害児（以下「障害者（児）」という。）又は介護者が、容易に使用し得るもの	60,000円	５年
入浴担架	３歳以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が１級又は２級であるもの（入浴の際にその保護者等の介助を必要とする者で、起き上がること又は座	障害者（児）を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	１ 和式の場合 は 、133,900円 ２ 洋式の場合 は 、82,400円	５年

	位を保つことができないものに限る。)			
体位変換器	次のいずれかに該当する者 1 学齢以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（下着の交換等の際にその保護者等の介助を必要とする者で、補助用具がなければ寝返りを打つことができないものに限る。） 2 学齢以上の難病患者のうち、寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	4年
移動用リフト	次のいずれかに該当する者 1 3歳以上の身体障害者のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級又は2級であるものであって、移乗し、又は立ち上がることができないもの 2 3歳以上の難病患者のうち、下肢又は体幹機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの（屋内で使用するもの又は工事を伴わないものに限る。）	257,500円	4年
訓練	原則として3歳以上18歳未	原則として付	33,100円	5年

	いす	満の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級又は2級であるもの	属のテーブルを付けるものとする。		
自立生活支援用具	入浴補助用具	次のいずれかに該当する者 1 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、入浴の際に介助を必要とするもの 2 3歳以上の難病患者のうち、入浴に介助を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（シャワーチェアー、移動用のボード、手すり等で工事を伴わないものに限る。）	90,000円（耐用年数内で分割給付が可能）	8年
	便器	次のいずれかに該当する者 1 学齢以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級又は2級であるもの 2 学齢以上の難病患者のうち、常時介護を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	手すりのついた腰掛け式のもの（簡易室内便器又は簡易便器に限る。）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除き、居室に置く簡易便器については、介護保険の適用を優先する。	35,000円	8年
	頭部	身体障害者で、平衡機能障	転倒の衝撃か	12,160円	3年

保護帽	害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有するもの又はてんかん等によって転倒するおそれがあるため頭部の保護が必要なもの	ら頭部を保護できるもので、転倒時に脱げることのない構造のもの		
T字づえ 又は棒状 のつえ	原則として18歳以上64歳以下の身体障害者のうち、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、市長が必要と認めるもの	T字型の1本杖で、主体が木材又は軽金属でできたもの	1 主体が木材である場合は、 2,200円 2 主体が軽金属である場合は、 3,000円	3年
移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する者 1 3歳以上の身体障害者で、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有し、住居内の移動等に介助を必要とするもの又は補助用具等がなければ歩くことができないもの 2 3歳以上の難病患者のうち、下肢が不自由な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
特殊便器	次のいずれかに該当する者 1 原則として学齢以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理を	温水洗浄及び乾燥機能を有するもの（1世帯につき1台に限	50,000円	8年

	することが困難なもの 2 学齢以上の身体障害者で、両上肢の機能について障害の程度が1級又は2級であるもの（原則として自ら排便の処理をすることができない者に限る。） 3 学齢以上の難病患者のうち、上肢の機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	る。）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。		
火災警報器	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの	室内の火災を煙又は熱により感知して音又は光を発し、屋外にもブザーで知らせ得るもの	31,000円	8年
自動消火装置	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。） 1 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2 18歳以上の知的障害者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

	で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの 4 18歳以上の難病患者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの			
ガス安全システム	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1 18歳以上の身体障害者で、こう頭の摘出等により臭覚機能を喪失したもの 2 18歳以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級であるもの 3 18歳以上の難病患者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震等を感知し、ガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	—
電磁調理器	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1 18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級である	電磁気を利用した加熱調理器で、障害者が容易に使用し得るもの（1世帯につき1台に限	1 視覚障害者用（音声案内があるものに限る。）の場合は、41,000円	6年

	もの 2 18歳以上の身体障害者で、上肢の機能について障害の程度が1級又は2級であるもの 3 18歳以上の身体障害者で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が1級であるもの 4 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 5 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの	る。)	2 視覚障害以外の障害者等用の場合は、15,000円	
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（障害の程度が2級である者は、送信機のみとする。）	信号機の施設に設置された音声案内装置がつえに取り付けた当該送信機を感知して音声による案内をすることができるもの	1 障害の程度が1級である者については、51,000円 2 障害の程度が2級である者については、7,000円	10年
フラッシュユベル	学齢以上の身体障害者で、聴覚障害の障害の程度又は音声機能若しくは言語機能に係る障害の程度が2級又は3級であるもの	電話、インターフォン等の着信音を感知し、光で知らせるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400円	—
会議	学齢以上の身体障害者で、	会議等で音声	38,200円	—

	用音声拡張器	聴覚障害の障害の程度が2級から4級までであるもの	を拡張できるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの		
	会議用音声拡張器	学齢以上の身体障害者で、聴覚障害の障害の程度が2級から4級までであるもの	会議等で音声を拡張できるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの	38,200円	—
	携帯用信号装置	学齢以上の身体障害者で、聴覚障害の障害の程度又は音声機能若しくは言語機能に係る障害の程度が2級又は3級であるもの	送信機による合図を視覚、触覚等により知覚することができるもの	20,200円	—
	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者のうち、聴覚障害の障害の程度が2級である者で、日常生活を営むうえで必要であると市長が認めるもの（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	音又は音声を視覚、触覚等により知覚することができるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上の身体障害者で、人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100円	5年
	ネブライザー（吸入器）	次のいずれかに該当する者 1 身体障害者で、呼吸器機能障害（加齢による疾病を除く。）の障害の程度が1級から3級までであるもの又はこれと同じ	状態を緩和できるものであり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

	程度の障害を有すると市長が認めるもの（呼吸器機能障害を有する者以外の者にあつては、医師によりネブライザー（吸入器）の使用を認められた者に限る。） 2 難病患者のうち、呼吸器機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの			
電気式たん吸引器	ネブライザー（吸入器）の項に定める対象者と同じ。	たんを吸引するものであり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400円	5 年
音声式体温計	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	音声により表示する体温計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5 年
音声式体重計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	音声により表示する体重計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの（1世帯につき1台に限る。）	18,000円	5 年
音声式血圧計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこ	音声により表示する血圧計で、視覚障害者が容易に使	9,700円	5 年

		れに準ずる世帯に属する者に限る。)	用し得るもの (1世帯につき1台に限る。)		
	パルスオキシメーター	難病患者のうち、人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師により当該器具を使用する必要があると認められたもの	呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	50,000円	5年
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	学齢以上の身体障害者のうち、音声機能障害若しくは言語機能障害を有する者又は肢体不自由者であって音声言語に関する著しい障害を有する者で、筆談をすることが困難なもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	168,000円	8年
支援用具	情報通信支援用具(上肢機能障害)	学齢以上の身体障害者のうち、脳性まひ等による特別な装置が必要な上肢の機能の障害の程度が1級である者で、当該情報通信支援用具が必要であると市長が認めるもの	障害者がパソコンを使用するにあたり、必要な周辺機器(障害者用パソコンの周辺機器及び特別なマウス、キーガード等に限る。)	100,000円	5年
	情報通信支援用具(視覚障害)	学齢以上の身体障害者のうち、パーソナルコンピュータを使用しなければ文字を読むことができない視覚障害者で、当該情報通信支援用具を使用することができるもの	障害者がパソコンを使用するにあたり、必要なアプリケーションソフト(アプリケーションソフト及び読取	100,000円(分割給付が可能)	5年

		機、音声ソフト等に限る。)		
点字ディスプレイ	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害の障害の程度が1級又は2級である者であって、市長が必要と認めるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	288,000 円。 ただし、聴覚障害の障害の程度が1級又は2級である者及び職業上又は学業上、特段の必要性が認められる者については、383,500 円	6 年
点字器	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者で、点字を習得しようとするもの又は点字を利用することができるもの	1 標準型 (1) 32マス 18行、両面書真ちゅう板製 (2) 32マス 18行、両面書プラスチック製 2 携帯型 (1) 32マス 4行、片面書アルミニウム製 (2) 32マス 4行、片面書プラスチック製	1 標準型 (1) 10,400 円 (2) 6,600円 2 携帯型 (1) 7,200円 (2) 1,650円	—

点字タイプライター	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100円	5年
視覚障害者用情報機器	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者であって、当該機器により視覚、音声その他の情報の取得等が容易になると認められるもの	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの（ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字読上げ装置等をいい、1人につき2台に限る。ただし、同一製品の2台支給は不可）	99,800円（購入金額が99,800円を超える機器にあつては、1世帯につき1台に限り198,000円）	6年
視覚障害者用時計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの（腕時計は、1人につき1個に限る。）	1 触読式の場合は、10,300円 2 音声式の場合は、13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	学齢以上の身体障害者のうち、聴覚、音声機能又は言語機能に著しい障害を有する者で、意思疎通の手段として当該通信装置が必要であると市長が認めるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者が容易に使用し得るもの（1世帯につき	40,000円	5年

		1 台 に 限 る。)		
聴 覚 障 害 用 情 報 受 信 装 置	学 齡 以 上 の 身 体 障 害 者 の う ち、聴覚障害の障害の程度 が 2 級 又 は 3 級 である 者 で、テレビジョンの視聴の ために当該受信装置が必要 であると市長が認めるもの	字幕及び手話 通訳付きの聴 覚 障 害 者 （ 児）用番組並 びにテレビ番 組に字幕及び 手話通訳の映 像を合成した ものを画面に 出力する機能 を有し、かつ、災害時の 聴覚障害者（ 児）向け緊急 信号を受信す るもので、聴 覚 障 害 者 （ 児）が容易に 使用し得るも の（文字放送、CS放送 等の受信機に 限り、1 世帯 につき 1 台に 限る。）	88,900円	5 年
人 工 こ う 頭	身体障害者のうち、音声機能 又は言語機能に障害を有 する者で、市長が必要と認 めるもの	1 笛式 呼吸によ りゴム等の 膜を振動させ、ビニール等の管を 通じて音源 を口腔内に 導き構音化	1 笛 式 5,000 円 （ 気管カニュー ーレ付きの 場合は、こ れに 3,100 円を加えた 額） 2 電 動 式	1 笛 式 4 年 2 電 動 式 5 年

			するもの 2 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	
	点字図書	学齢以上の視覚障害者	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	無料（点字翻訳をする以前の一般図書の代金に相当する額を除く。）	—
排せつ管理支援用具	ストマ用装具	身体障害者であって、ぼうこう又は直腸の機能に障害を有するもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋のもの	1 消化器系の場合は、1月当たり8,800円 2 尿路系の場合は、1月当たり11,600円	—
	紙おむつ	3歳以上の身体障害者のうち、次のいずれかに該当する者（65歳に達する日の前日までに一度も給付の申請を行わなかった者を除く。） 1 ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する者であって、ストマ用装具を使用することができないもの 2 下肢、体幹又は乳幼児	介護者が容易に使用し得るもの	1月当たり12,000円	—

		期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の障害の程度が１級又は２級である者であって、現に紙おむつ等を全日使用しており、かつ、排泄の意思表示が困難なもの		
収尿器	身体障害者で、脊髄損傷、二分脊椎等により収尿器の使用が必要であると市長が認めるもの	1 男性用 (1) 普通型 採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの (2) 簡易型 採尿袋 20 枚で 1 組のもの 2 女性用 (1) 普通型 耐久性 ゴム製採尿袋を有するもの (2) 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付きで採尿袋 20 枚で 1 組のもの	1 男性用 (1) 7,700円 (2) 5,700円 2 女性用 (1) 8,500円 (2) 5,900円	—